

海外婦人労働資料第二号

婦人少年局長野職員室

女子労働者のための平等賃金

労働省婦人少年局

此貸金の標準を女子がその仕事に従う時トみきざしては女子ナト規定しました。
一九一八年、連邦労働部労働委員会が「雇用男子のしるべき仕事に女子を従うこと」を他業と
なつて時トは、女子が平等労働に對する平等賃金とするべしと云ふことと云ふ原則の
もとに活動しました。シンガポールニ於ては一九一九年「平等賃金法」を實施しま
した。

戦後多くの女子が労働力に参入し、一九二〇年代は増加する業務に従う女子八百五十万
人まで増加しました。平均してその数は一年に二百五十万人づつふえたと云ふました。
一九二〇年代の十年間、婦人労働者他はグレートブリテン「平等賃金法」の原則を促進しつづけて
した。一九三〇年の不況までこの問題に再び脚光が注がれしませんでした。この時三百
万を越した以上の女子が仕事に就いて家族の生活を支えたりしてゐたのでした。
本然の如く人底にあらつて、シンガポールは「平等賃金法」を復元し、女子賃金率と男
子賃金率の差別のうくる破壊的影響を防ぐ手段として男トニ水に置き換えさせました。
産業に對する連邦労働部労働管理令の大多數は、最低賃金率に於ける平等の原則を確立し、
一九三八年の改正労働基準法は、性別を理由として最低賃金率を決定することと規定しました。
一九四〇年、トの一千三百五十万と推定された女子労働者の上は、第二次大戦の間を通じて幾
ト五六百万人が加わりました。合衆國の参戦の直後、緊急戦時労働法が、政府の契約の
もとで下される平等賃金の政策は「初任給」も含めて、女子賃金率は男子賃金率と同じであ

けられようがない」というのでした。一九四二年一月、連邦労働部労働委員会は一級収入十人号の中トその方式の政策を規定し「同一又は類似の作業に於
いて賃金が置かれるし、労働に對し、女子に及ぼす賃金又は待遇の平等、男子に及ぼす年
と平等にすべきよう調整せ、連邦労働部労働委員会が承認するトやつてと云ふことと云ふ
と云ふました。そして十九歳以下の最低賃金法、女子に對する連邦の平等賃金法案につい
ては、上下両院の労働委員会が有利な報告を提出せられた。だが、衆議院は別な意見でした。
その結果、第二條の賃金率に於ける男女差を撤して、賃金法量のふとした仕事に對し商業
又は商業に影響する取引に従う者主、男子従業員に對して規定されてゐる又は商業に
男子賃金率より低い率で女子に及ぼすことより男女差をなくすることは、不公正な賃金機
行である」と説明しました。

一九四三年の四月、大戦の間に、五つの州が平等賃金法を實施した。だが、規定では州に
そのいう法律があるわけだ。平等賃金法を實施してゐるニューヨーク、マサチューセツツ、
ミシガン、イリノイ、ロイドアイランドの五州では一九四一年に労働力の中女子全
の四分一は製造業に在りていた女子労働者の四分一に對して決定をすましました。

女子労働者の賃金をきりくずすか
女子労働者の平等賃金法やそのいう規則は可解に、又はそのすぐ前まで男子のしるべき
仕事に女子がつく時、おもて適用されようと思ふことは愚昧の深きことだ。いゝか

「即ちその嫁氏より叔父に賄賂事案を補助金をとがせてはいるも同じ氏でござい。存じなす。この河内とよく合致する水がそこには豊富するとおっしゃる下からです。」

高い要給料金に拂わなければならぬといふのでした。労働ニ此は搾取のばうもう一つは労働者にすぎません。と彼は、家事労働者、要給料金、洗濯労働者など、この國の奥さん重は地下室で自分と洗濯をしをければならぬと云ふといふのです。かもしそれや否やと云ふに、所行するは、私下方は私の方の洗濯に地下室でやることにしましよう。そこで、私は私の方の洗濯を差別して「高給料金は、私の方の洗濯を、家事労働者のために、洗濯に補助金と云ふと云ふのです。と云ふといふよう云ふと、私はこれ以上云ふことができません。い

過去に於いて多くは、婦人労働者のための法的な保護が与えられていたといふ事実は、なぜ女は男よりもやすい賃金に甘んじていたのか、というところを説明するものでありません。家内工業、衣類と夫に工場に働き出す水で、いつ女は夫の方と比べて、工場に働き水は農業労働者の女中か、この二つより、男は女に働く趣はなかつたのです。その、男は工場労働者の條件から見て、彼がこの二つの労働状態がどんなに収束的か、と云ふことは想像するに難くありませ

人、南大戦争の時代にとと、運兵の経費は殆ど度うぬくろい概ハつたのです。一八五五年のイタリヤ同勢網谷には、二万六千三百九十スウの中、養われたいる女の三分の一は二万五千五十人の工場従業員、一万二千百七十八人の婦人服裁縫師、へりばかり女工、男子服裁縫師及びタゲ入リスケルト職人があり、又十二百十一人の政府がかりました。仕事に求めて市場にはいたる不熟練な女ばかりで、少しでも窮乏しい。仕事を遂行するまづいています。此の仕事口は少いので、女性は男の賃金と云々をきかざさうな低賃金の労働者衆とならざるを得ず、工業技術の急進を遂げもつたところから仕事として作つていきません。ほんの一丁しに近してすまいにしてもお水は、重要なことであつ作業工程の变化は、女に押し合はせたりほかの取業の場合よりもほんの少しましさを賃金で、雇主トやすい女子勞働の供給を利用すべきことを許したのです。

平等勞働の義務は、
平等勞働の新すは平等賃金と規定した命令や法律は、二ついう工厂的労働者團體といつても
も紙片やセリでしよう。とこで、これ一つ労働者である、二つヨーク州の法律のほかに、
それらの命令や法律は、工厂的労働者男女差を撤廃する労働者基礎をよとが、まだ完全な
向に存在する男女差を除く上に効果を基礎を明示してもいえないようです。その法律や命
令は、專ら同じ事業場の中で、ほぼ同時に交換される賃金率について男女差がある、と主張
するばかりです。男女差をつけているという証拠は、平等労働の義務は、いまだ

一九四六年、夏期休業の條文の中で、「平算の労働」とは「質以公量のみとし、一労働と意味してゐます。男々差を証明するとは、労働の過程に生産物としてくつぱること不必要です。これは非常に下づかしいこととす。その秩序の実施には監督がいりその監督が過重な側面に熟練した人物によつて行われなければならない。労務分限の手引きで、労務分限の組織も亦を行ひ、又は十分に行われたいという分限を評価することとする人々の手引は手引きである。労務分限は、作業のくわしい解説と、必要要素の総合的な感づけとを通じて、類似の条件をもつ労務と同様のものとして一括することになるのであります。婦人の例をいうと平算の労働としてそう規定するのは、必ずしも専ら門外漢、高慢な技術を用いてそれ以外の仕事は平算だと認めることは必要です。それは殆ど文字通り、男の仕事へのスケッチとすぐ女はそれをこなさうと踏み、作業工程の変化や調整に要するコストが確認され下廻りの材料に正確に決定されるのです。

（中略）

振興王科學的に分配し格をサする結果は、男々の振興の、工業的な方へは男尊女卑を意
 味する、証券とすると、それは思はれます。『平等賃金』の原理とナツと皆確をさる、天不交正
 な男女差の例にも適用して、これを改めてはなるまいか。『さうか。』
 或る工業的企業の中で、賃金橋式上の不平等は、事に男々差の問題のみではなからしい
 人です。男々振興の中にも同じ懸念と云ふと、王要するものの阿に賃金率の違ひの場合へあ

リ、その盡いは、尸の喪、喪金より燭然かす程の天をうらしいのです。おもと十代の少年
や美人を便う重聚、又は悪人を便う重聚せ、白人の男子を便う同様の重聚ナリとやすい簡
金でもすかすや。もしも母のふくまふ正に除かれたいとせらる、女子は借金半とせられ
返成すすゆり子、借金半の水率をかく上じらるとし、そのふくまふ女子はそなたに訴へ、熱恨
度によりあわなれ、やすい借金しかねおれたいこともありうるのです。借金満ちて不
すす一般的な考慮をせられ、女子は借金より取成いと辱る子にとせられしかたむづかしいこ
とです。いろいろその重聚の間の借金半の朝監は復推す阿彌で、多分重聚反をそれと阿彌
する條件をよく知りぬいている人で、子や水が餅次できまひと入です。阿彌のむねを
二の阿彌と説明して、二の水は最良の資格をそなたに最も直接に利害関係をもつ労働双
方、阿彌と阿彌に反か人阿彌、二の水は最良の資格をそなたに最も直接に利害関係をもつ労働
より甘んずる阿彌である、といつていいます。

張勢の格づけと張勢分類とに於て幼稚な発展段階にある段階があります。一、右楽向の
 名々の張勢の正確かつ完全な解説を得るだけでも高価な、時間と金とを要する事だ、しかも天の
 才ホニ多量に於いて改めなければならぬ。名々の張勢につけて実感を以て
 する格づけ張勢中の張勢の概要しか天につけても、専門員同士の間に意見の相違が相違あり
 ります。張勢を格づけする次第が、いろいろの張勢を解説する上に於て、まづその子
 い張勢の子として提案されるよりも、さまざまい種類の前後や研究が

水肌をけしほふよりす人。

然つて職務の略少は、今のところ、一決。うち賃金の不公正の問題を解決するおま
 しをいひかけありせん。「平等労働、平等賃金」の原則がまず広く認められなくては
 一般に実行されるように発展するまでに多くの力が必要として、長い時間がかかるもの
 と見受けられはまりせん。女子の職業は必ずしも「平等の仕事」に対する賃金率の男女
 差を少なくする重要要素だと思つてゐてました。最低賃金法の制定は、女子の賃金の
 重大な不正をいふのを除く上に行つた効果的な手段であることとせう。女子労働者はま
 すますます組合に参加するさうにより自分たち自身、利益のために行動して男や賃金率の
 差を少なくすることへむき直さう、労働過程の性質に、大規模な賃金率とくらべて研究
 の結果として「等価」「比較」得る性質に、及び「平等」の意味が人により異なる、それによつて差別的な存在が証明されるもの重大さが証明されるさうになることとせう。

甚願年國正災無寸否

「マキリカ」は現金と沙解と上ツハ之ヲ書寫ハムコト集メテハ之ニハ之モハツバシ
私業資金中ニ、女子ト不利益ヲ男女差バシキ條ニ含まレテハ之ヲ知ル材料トツカ
ニトハ事實上不可能アリマス。第一ト一級ノ数字ヲ集メテモ、モ小ビ毎ベリ事業場
又ハ施設の中ノ次第ハ概行ト推定スルニトハ出来ズ人。証拠として、所ザルハ之ハ数
を何ハノ集メテ数字、或ハ所分委託会ノ取ツテ事件ハ之ハ証拠、毎ベリ事業場トツ
ハ之

親と使役する唯一のもので男子婚人の、現形調査は問題として、銀ではあります、一般に
 すうじとせむでうまへん。 道都政庁、州政庁は公職主調査所、業より、情状のうまへ、男女
 の所得、最も、純田での比較は、縣定の市町村地区に於ける、縣定の産業の中で、男
 女の平均賃金であります。 そういふ比較は、同じ事業で同じ仕事に供する人々の賃金の男
 女の差をいふもので、さしつかえず、すなわち、女子職業として、同じ程度にむつかしい、他の職
 業との間に賃金の差別があるというところを言明してよい論據とせずとも、でもありまへん。
 それより、一般的に、一定の業路に女子を供する事業場は、同じ業路に男子を供する他の事業
 場よりも、その仕事に供する賃金、安らうと云ふことしか語られていないのです。

、支那最大の陶磁産地の一つであるハイオ州イースト、リッポブルの数字は同じ兼務に従
う男や同の賃金並と、方、ハク兼務同の賃金並とを更わける二つの点づかしとを説明するに
りて利用する二つの点づかし。金部が事業場二十九、代表的兼務三十三種に従う労働局
五、三二万人、一八四四年十月の統計面によつて調査せられた。第一表には四十人
以上の女子を雇つてゐる陶磁業に於ける男やの数とその平均時給とが示されてゐます。

夷

(オハイオ)イーストリッジビル地、陶器及公團保存産物の製造に力ける。また、州内に、一時的に、均等に、掛る（商業及公衆間交易、作業の手段を含む）

中、他個人のサーヴィスより最も健全率、低いものが多いといつて可い。本邦の職業
グループの各々の中で婦人の最も多いのは、最低の健全率を保持する者である。グループで
す。天とせば自由業の婦人の中で、学校の教師と看護婦との圧倒的多数を占めてい
るという事です。同じ労働者に対する男女健全率の差別を大きくするには、男女の相対的所得
に対するこの差の大きい男子の労働を無くすることが必要です。

本邦の労働者の健康を保持する上で最も重要な問題は、男子の所得に対する女子の所得の割合が大口の
に占められている事です。一九三九年の労働調査によれば、女子の健全率は男子の八四パーセント
に達し、労働統計局最近の資料によれば、この割合は更に増大する事である。一九四〇年にも
達しています。工業の場合には、機械的工業と割合の高いものは、殆どすべてこの割合に
達しています。無業の職業では、男女の健康は入口の大部分を占める中に
入るものが多いと推してゐるものもあり得ます。二つの割合は、本質的に同じ仕事に
従う女子に対する男女差の最低の限界を示しています。知られてゐない「ほんとの数字」
は、これより遙かに下であり、健全率を示していることとせう。

所得の比較は、同じ職業における男女の健全率の平均値で、女子の所得の水率、さきあげ
る二とを比べると、最も重大な不正は「女の職業」の中にみられる。この割合は、女子の
とを示しています。別々の職業に対する格別の基準が、天と、女子の所得は不健康
男子の所得よりも低いものである。この二つの産業における男のゆるぎある健康度の女子が

不健康男子以下、又はせいぜいそれと同等の所得しか得られないという事とは、女子が定
か以下、あるいは健全で使われないという事を意味する。これは、思ひの外です。
女子の所得の問題は、この二つの問題で提議することになります。即ち「女子はそ
の仕事を、概して、相対的に支払われない」と「女子は、自分の生活と健康を保障されるだけ」の支
払をうけてゐる」といふ事です。一九三九年の調査によつて、毎十ニケの労働者の女
子の中、所得は七と四とに分れてゐる。男子の中、所得は一と五とに分れてゐる。何百
の男子の所得は、自分と、その家族をどうやるか、自分で、最低の生活水準を養つても足
りないものでしるが、いづれに、研究は女子もまた家族の養ひを要する。養ひを要するといふこと
を明らかにし、天。同じ職業に従う男女の所得は、異なる職業の同じ所得と平等化して
と、こので、それだけでは、職業婦人のみならず、家庭婦人も含む一切の婦人は、この根本
的な問題、即ち、いかにしたるすべし、労働者自身に自分自身、家族を養つて、収入と保障す
ることのできるか、という問題と解決することとをせよといふこと。

医学博士ロビンソン・ブラザーは、合衆国労働者の労働統計局の調査結果、多くの政府
報告書が、健康者であり、種々の障害のある者、病弱者です。